

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月9日

【会社名】 東洋ゴム工業株式会社

【英訳名】 Toyo Tire & Rubber Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本卓司

【本店の所在の場所】 大阪市西区江戸堀1丁目17番18号

【電話番号】 大阪(06)6441-8801 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 大野 幾 雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区江戸堀1丁目17番18号

【電話番号】 大阪(06)6441-8801 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 大野 幾 雄

【縦覧に供する場所】 東洋ゴム工業株式会社 東京支店
(東京都千代田区岩本町3丁目1番2号)
東洋ゴム工業株式会社 名古屋事務所
(愛知県みよし市打越町生賀山3)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年12月期第3四半期決算において、出荷していた製品の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実及び建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定取得に際し、その一部に技術的根拠のない申請があった事実が判明したことにより、製品補償引当金繰入額及び製品補償対策費を特別損失として計上しました。当該事象は、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成27年11月9日

(2) 当該事象の内容

	第1四半期 (A)	第2四半期 (B)	第2四半期 累計(A+B)	第3四半期 (C)	第3四半期累計 (A+B+C)
(単位：百万円)					
製品補償引当金繰入額					
55棟(3月13日公表分)	8,208	13,364	21,572	432	21,139
99棟(4月21日公表分)	4,356	400	4,756	1,306	6,062
諸費用	1,436	818	2,254	2,700	4,954
補償費用等		416	416	1,725	2,142
小計	14,000	15,000	29,000	5,300	34,300
製品補償対策費					
55棟(3月13日公表分)		40	40	865	905
99棟(4月21日公表分)				17	17
諸費用		1,240	1,240	2,117	3,357
補償費用等		105	105	815	920
小計		1,386	1,386	3,814	5,201
合計(+)					
55棟(3月13日公表分)	8,208	13,405	21,613	432	22,045
99棟(4月21日公表分)	4,356	400	4,756	1,323	6,080
諸費用	1,436	2,058	3,494	4,818	8,312
補償費用等		522	522	2,540	3,062
合計	14,000	16,386	30,386	9,114	39,501

平成27年12月期第1四半期決算には、全154棟で交換を想定する約3,000基をベースにその時点での交換用の免震製品代金、改修工事費用、構造再計算費用、諸経費、代替品開発費用等の対策費用を見積もり、個別決算及び連結決算で製品補償引当金繰入額140億円を特別損失として計上しました。

第2四半期決算には、55棟における交換用の免震製品代金や改修工事費用の前提条件が自社での交換から他社品での交換に変更となったこと等により、個別決算で161億56百万円(製品補償引当金繰入額150億円、製品補償対策費11億56百万円)、連結決算で163億86百万円(製品補償引当金繰入額150億円、製品補償対策費13億86百万円)を特別損失として追加計上し、個別決算で第2四半期累計301億56百万円、連結決算で第2四半期累計303億86百万円を特別損失として計上しました。

第3四半期決算には、状況が進捗し算定可能となったもの(免震ゴム製品交換工事中の保険料 約24億円、補償費用 約16億円、構造再計算費用 約8億円)、99棟の一部で他社品での交換に変更となったもの 約13億円、今後事業の用に供しないこととなる固定資産・棚卸資産評価損 約8億円、免震ゴム対策本部人件費等 約5億円等を計上した結果、製品補償引当金繰入額及び製品補償対策費を特別損失として追加計上しております。

現時点で合理的に金額を見積もることが困難なもので、今後発生する費用(主として、営業補償や遅延損害金等の賠償金、4月21日公表分の99棟に係る交換用の免震製品代金や改修工事費用の前提条件が他社品での交換となる場合の費用等)がある場合には、第4四半期以降の対処進行状況等によって、追加で製品補償引当金を計上する可能性があります。

(3) 当該事象の損益に与える影響

平成27年12月期第3四半期累計期間におきまして、特別損失として個別決算で製品補償引当金繰入額343億円及び製品補償対策費48億47百万円、合計391億47百万円、連結決算で製品補償引当金繰入額343億円及び製品補償対策費52億1百万円、合計395億1百万円をそれぞれ計上しております。